

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 11 | 妊産婦管理事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

射水市は、妊産婦管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

射水市長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 妊産婦管理事務 |
| ②事務の概要 | 母子保健法の規定に則り、母性の保健指導、健康診査等を行うため、また、子ども・子育て支援法に基づき妊婦のための給付金支給業務及び相談事業にあたり、対象者を抽出し、名簿を作成する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊婦の届出 ②母子健康手帳の交付 ③妊産婦の訪問指導及び健康診査の実施 ④妊婦のための支援給付事業 ⑤妊婦等包括相談支援事業 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム 団体内統合宛名システム(連携) 中間サーバ 電子申請システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 妊産婦ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項、別表(第70,127項) 第19条第6号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】 番号利用法第9条第1項、別表(第70,127項) 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第42、48、71、80、95、112、125、155、161項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子ども家庭部 こども福祉課 |
| ②所属長の役職名 | こども福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 射水市財務管理部総務課 〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1 電話:0766-51-6615 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 射水市子ども家庭部こども福祉課こどもすこやか係 〒939-0241 富山県射水市中村38 電話:0766-52-7080 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年2月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年2月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|--------------------------------------|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 端末、職員、参照範囲が必要最小限御なるよう、アクセス制限を設定している。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 端末、職員、参照範囲が必要最小限御なるよう、アクセス制限を設定している。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|-------------------------------|---|---|------|-----------------------------|
| 平成28年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署①部署 | 福祉保健部 健康推進課 | 福祉保健部 保健センター | 事後 | 4/1付組織改編による。 |
| 平成28年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 健康推進課長 谷口 英和 | 保健センター所長 釣 睦雄 | 事後 | 4/1付人事異動による。 |
| 平成28年4月1日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 射水市福祉保健部健康推進課 〒934-8555 富山県射水市中村2-10-30 電話:0766-82-1954 | 射水市福祉保健部保健センター 〒939-0241 富山県射水市中村38 電話:0766-52-7070 | 事後 | 4/1付組織改編による。 |
| 平成28年10月11日 | 1 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 射水市行政管理部総務課 〒939-0393 富山県射水市戸破1511 電話:0766-57-1627 | 射水市財務管理部総務課 〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1 電話:0766-51-6615 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 所長 釣 睦雄 | 所長 轟 均 | 事後 | 4/1付組織改編による。 |
| 平成30年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か | 「平成28年2月1日」 | 「平成30年4月1日」 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か | 「平成28年2月1日」 | 「平成30年4月1日」 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 所長 轟 均 | 保健センター所長 | 事後 | 様式変更による修正 |
| 平成31年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か | 「平成30年4月1日」 | 「平成31年4月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 平成31年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か | 「平成30年4月1日」 | 「平成31年4月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 平成31年4月1日 | Ⅳリスク対策 | 記載なし | 新規追加 | 事後 | 様式変更による修正 |
| 令和2年4月1日 | 1 関連情報3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一の76の項 | 番号法第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | 1 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連 | 記載なし | 【情報照会】【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の56の2、69の2 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か | 「平成31年4月1日」 | 「令和2年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和2年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か | 「平成31年4月1日」 | 「令和2年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和2年4月1日 | Ⅳリスク対策 8監査 | 〔○〕自己点検 | 〔○〕自己点検 〔○〕内部監査 | 事後 | 内部監査の実施による追加 |
| 令和3年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か | 「令和2年2月1日」 | 「令和3年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和3年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か | 「令和2年2月1日」 | 「令和3年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和3年7月5日 | 1 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連 | 【情報照会】【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の56の2、69の2 | 【情報照会】【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の56の2、69の2 | 事前 | 令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正 |
| 令和4年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か | 「令和3年2月1日」 | 「令和4年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和4年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か | 「令和3年2月1日」 | 「令和4年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和5年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か | 「令和4年2月1日」 | 「令和5年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和5年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か | 「令和4年2月1日」 | 「令和5年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和6年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か | 「令和5年2月1日」 | 「令和6年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和6年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か | 「令和5年2月1日」 | 「令和6年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和8年2月1日 | 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 | 母子保健法の規定に則り、母性の保健指導、健康診査等を行うため、対象者を抽出し、名簿を作成 | 母子保健法の規定に則り、母性の保健指導、健康診査等を行うため、また、子ども・子育て支援 | 事後 | |
| 令和8年2月1日 | 1 関連情報3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための | | 事後 | |
| 令和8年2月1日 | 1 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連 | 【情報照会】【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の56の2、69の2 | | 事後 | |
| 令和8年2月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署①部署 | 福祉保健部 保健センター | 子ども家庭部 こども福祉課 | 事後 | 4/1付組織改編による。 |
| 令和8年2月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 保健センター所長 | こども福祉課長 | 事後 | 4/1付組織改編による。 |
| 令和8年2月1日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 射水市福祉保健部保健センター 〒939-0241 富山県射水市中村38 電話:0766-52-7070 | 射水市こども家庭部こども福祉課こどもすこやか係 〒939-0241 富山県射水市中村38 電話: | 事後 | 4/1付組織改編による。 |
| 令和8年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か | 「令和6年2月1日」 | 「令和8年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |
| 令和8年2月1日 | Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か | 「令和6年2月1日」 | 「令和8年2月1日」 | 事後 | 計測時点の変更 |